

副本

乙第16号証

令和7年版

教育概要

文京区教育委員会

目 次

第 1 章 教育委員会と教育予算

1	文京区教育大綱	3
(1)	文京区教育大綱の策定	3
(2)	文京区教育大綱の内容	3
2	「文京区教育ビジョン」の推進	4
(1)	文京区教育ビジョン	4
(2)	「心の教育」のあゆみ	5
3	文京区教育委員会教育目標	5
4	文京区教育委員会教育指針	6
5	令和 7年度文京区教育委員会主要施策	7
(1)	学校教育等	7
(2)	図書館	9
6	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価制度について	9
7	教育委員会	10
(1)	教育委員会の組織	10
(2)	教育委員会の活動	11
8	教育局等の組織と分掌事務	20
(1)	教育局等の組織	20
(2)	各課・所・館の主な分掌事務	21
9	教育予算	25
(1)	令和 7年度当初予算のあらまし	25
(2)	重点施策と主な事業	25
(3)	教育予算（当初予算）の推移	28
10	広報活動	29

第 2 章 学校教育

1	学校教育に係る重点施策の概要（教育指導課主管）	33
(1)	文京区基本構想に基づく特色ある教育の推進	33
(2)	確かな学力育成事業	33
(3)	学力向上事業	33
(4)	生きる力実現・学校力パワーアップ事業	33
(5)	大学との連携による学校活動支援事業	33
(6)	いのちと心の教育の推進	34
(7)	保・幼・小・中の連携教育の推進	34

(8) 開かれた学校づくりの推進	34
(9) 英語力向上・国際理解教育の推進	35
(10) 文京区平和特派員事業	35
(11) 中学校部活動の地域展開	35
(12) ICT機器を活用した教育の推進	37
(13) 学校図書館を活用した教育の推進	38
2 特別支援教育	38
(1) 特別支援学級	38
(2) 特別支援教室	39
(3) 特別支援教育振興委員会	39
(4) 特別支援教育相談委員会	39
(5) 特別支援教育コーディネーター	39
(6) 特別支援教室専門員	39
(7) 特別支援教育担当指導員	39
(8) 交流及び共同学習支援員	40
(9) バリアフリーパートナー	40
(10) 副籍制度	41
3 教職員の研究活動	41
(1) 令和 6年度 文京区立学校教職員研修計画	42
(2) 区教育研究協力校	44
(3) 都の研究指定校等 (令和 7年度)	45
(4) 文部科学省・東京都教育委員会関係各種委員等一覧	45
(5) 教育研究奨励費受給者 (令和 6年度)	46
4 文京区教育研究会組織	47
5 校・園長会、副校長会、副園長・主任会組織	48
6 教育センター	48
(1) 概要	48
(2) 総合相談事業	53
(3) 児童発達支援センター	54
(4) 教員研修・研究事業	56
(5) 教育資料室・教科書センター運営	56
(6) 科学事業	65
(7) 健康・体力増進事業	68
(8) 地域大学等連携事業	71
(9) 小・中学校連合行事	73
(10) 利用状況	74
7 校外学習	74
(1) 八ヶ岳高原学園移動教室	75
(2) 魚沼移動教室	76
(3) 夏季自然体験教室	76

8	学校給食	77
	(1) 概要	77
	(2) ふれあい給食	77
	(3) 食育の推進	77
	(4) 「和食の日」事業	77
	(5) 栄養教諭の配置	77
	(6) 学校給食調理業務の民間委託	78
	(7) 給食実施状況	78
	(8) 給食費の負担軽減	78
	(9) 児童又は生徒 1人 1回当たりの学校給食摂取基準	78
9	学校保健	79
	(1) 健康診断	79
	(2) 学校保健運営組織	80
	(3) 学校環境の衛生と安全	80
	(4) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター	80
10	就学援助	81
	(1) 就学援助の状況	81
	(2) 令和 6年度項目別のべ援助人員	82
	(3) 要・準要保護児童・生徒数の推移	82
11	育英事業	83
	(1) 奨学資金給付	83
	(2) 入学支度資金貸付及び入学支度資金融資あっせん	83
	(3) 緊急支援奨学資金	85
	(4) 塾代助成	85
12	幼稚園	87
13	幼稚園型認定こども園	87
	(1) 認定こども園の類型	87
	(2) 実施内容	88
	(3) 園数・学級数・園児数の推移	88
14	幼保一元化施設「柳町こどもの森」	88
	(1) 「柳町こどもの森」の基本的な考え方	88
	(2) 実施内容	89
	(3) 園児数	89
15	教育環境の整備に係る検討・対策	90
	(1) 教育改革区民会議	90
	(2) 学校選択制度	90
	(3) 区立幼稚園の認定こども園化	90
	(4) 教育施設整備（令和 6年度実施の主要工事）	91

第3章 地域教育支援

1 地域学校協働本部事業	95
(1) 主な支援活動内容	95
(2) 各実施校の特徴的な（または特に力を入れている）活動内容	95
(3) 地域未来塾事業	97
2 講座・研修会	97
(1) 家庭教育講座	97
(2) PTA合同研修会	98
3 安全・安心対策	98
(1) 防犯ブザーの支給	98
(2) 学校安全ボランティア（スクールガード）	98
(3) 学校・幼稚園情報連絡配信システム	99
4 青少年委員による学校支援活動の推進	99

第4章 文化財保護

1 文化財保護	103
(1) 文化財の指定	103
(2) 建造物の文化財登録制度	104
(3) 指定文化財保存助成	104
(4) 埋蔵文化財調査	104
(5) 埋蔵文化財の管理及び活用	104
2 文化財保護審議会	105
(1) 委員名簿	105
(2) 開催状況	105
3 文化財普及	105
(1) 標示板設置	105
(2) 子ども考古学教室	105
(3) 文化財講演会	106
(4) 古文書等翻刻事業	106
(5) 東京文化財ウィーク	106
別表 1 文京区内の指定文化財一覧	108
別表 2 文京区内の国登録有形文化財（建造物）一覧	116

第5章 図書館

1 概要	121
2 図書館サービス	122

(1) 開館時間・休館日	122
(2) 利用案内	123
(3) 電子書籍・オーディオブック	123
(4) レファレンスサービス	123
(5) 地域資料	123
(6) 図書館行事	124
(7) 区内大学との連携	124
3 実績	125
(1) 所蔵資料数	125
(2) 館外貸出数	125
(3) 予約・リクエスト件数	126
(4) 一般行事実績	126
(5) 児童行事実績	126
(6) 区内大学との連携	127

第 6 章 児童及び青少年の健全育成

1 児童館	131
(1) 児童館の概要	131
(2) 子育てひろば千石	132
2 育成室	133
(1) 育成室の概要	133
3 放課後事業	136
(1) 放課後全児童向け事業	136
(2) こどもひろば	137
4 文京区青少年問題協議会	138
5 文京区青少年健全育成会	138
6 文京区青少年プラザ (b-lab)	139
(1) 施設概要	139
(2) 利用実績	140

参 考 資 料

1 区立学校・幼稚園等一覧	143
2 区立学校・幼稚園等施設一覧	145
3 児童・生徒・園児数、学級数一覧	147
4 令和 7年度 教職員数一覧	150
5 周年行事一覧	151
6 区立学校・幼稚園主要行事一覧 (令和 7年度)	152
7 区立学校使用教科用図書一覧	155

第 1 章 教育委員会と教育予算

1 文京区教育大綱

(1) 文京区教育大綱の策定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、教育の目標や施策の根本的な方針である大綱を定めるものとされた。

策定にあたっては、区長と教育委員会から成る総合教育会議において協議することとされており、本区においても平成 27 年 11 月に「文京区教育大綱」を策定した。

その後、新たに教育施策の方向性を示す「文京区教育委員会教育指針」が策定されたことに伴い、令和 2 年 12 月及び令和 3 年 1 月に 2 回の総合教育会議を開催し、令和 3 年 1 月に「文京区教育大綱」を改定した。

(2) 文京区教育大綱の内容

子どもたちを取り巻く環境は、ICTなどの技術革新や情報化、グローバル化の進展など、めまぐるしく変化しています。このような先を見通すことが難しい「変化の時代」において、社会の変化に伴う様々な課題を乗り越えるとともに、持続可能な社会を見据えた未来を創る力が求められています。

本区では、文京区教育ビジョン「個が輝き共に生きる文京の教育」の実現を目指すとともに、新たな学びの視点を盛り込み、社会の変化にあわせ、迅速かつ柔軟に教育課題の解決を図るため、教育の施策全体の方向性を示す『文京区教育委員会教育指針』（令和 2 年 3 月策定）を策定し、総合的に教育施策を推進しています。

『文京区教育大綱』においては、『文京区教育委員会教育指針』に掲げる視点に、子どもたちが輝く未来に向かって豊かな心を育み、自分らしく健やかに成長していくことができるよう、『「文の京」総合戦略』（令和 2 年 3 月策定）に掲げる、放課後の安全・安心な居場所づくり、青少年の健全育成、子どもの貧困対策などの取組を加えることで、教育委員会との密接な連携のもと、「文の京」の教育を一層充実させていきます。

●持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成

持続可能な社会を切り拓く新たな未来の創り手を育成するため、様々な教育活動の中で答えが一つではない課題に向き合うなどしながら、他者と協働しつつ創造的に生きていくための資質・能力を育みます。

●学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成

知・徳・体のバランスのとれた、子どもたちの「生きる力」を育むため、「確かな学力の定着」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の増進」に向けた取組を行います。また、「保・幼・小・中の連携・接続」や「特別支援教育」を推進します。

●地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働

学校と地域をつなぐコミュニティ・スクールなど様々な取組の活動状況を踏まえ、学校（園）・

家庭・地域のほか、関係機関を含めた連携がより一層推進され、地域ぐるみで子どもの教育に取り組めるよう施策を推進していきます。

また、子どもたちが、地域の大人等の見守りのもと安心して遊びや学びなどの活動ができるよう、放課後の安全な居場所を提供するとともに、地域の人たちとの交流を通して、自立を促し、社会性を育てていくことができるよう、家庭や学校だけでは経験することが難しい社会参加・社会参画の機会を確保します。

●子どもの学びを保障する教育環境

子どもたちを取り巻く教育環境を整備するため、学校教育を担う教員の資質・能力向上や教育活動に専念できる工夫、安全・安心な学校（園）生活を送るための防災・防犯に関する危機管理体制の整備や学校施設の整備、子どもたちの課題に対する専門的アプローチなど、多岐にわたる取組を実施します。

また、子どもの生まれ育った環境に左右されることなく、等しく同じ条件で教育が受けられるよう、教育支援を実施します。

(令和 3 年 1 月 14 日 文京区長改定)

2 「文京区教育ビジョン」の推進

(1) 文京区教育ビジョン

文京区教育ビジョンは、

個が輝き共に生きる文京の教育

とし、これを推進する。

ア 「個が輝く」

「個が輝く」とは、一人ひとりの子どもが尊重され、個の力を発揮して伸びていく様子を表した言葉である。また、次世代を担う子どもたちが、自主的・主体的に行動できる“生きる力”を身に付け、自己実現を図り、個として自立していく姿でもある。

「個が輝く」ためには、自分自身を知り、理解することから始まる。

子どもたち一人ひとりが、興味や関心のある対象から一歩進んで、自分の目的や課題を発見し、それに向かって生き生きと取り組む姿は、さらにその子らしさとして個の輝きを増すことにつながる。

そして、子どもが夢中になって物事に取組み、困難を乗り越え、成就感・達成感の喜びや楽しさを積み重ねていくことで自尊感情を高めるとともに、より高い自分自身の夢や希望の実現に向けて努力していこうとする意欲につながっていく。そして、他の人とのかかわりの中で、一人ひとりが「個が輝く」存在であると気付くことで、互いを尊重する気持ちが芽生え、相乗効果がうまれていく。

この一連の姿こそが「個が輝く」ことである。

イ 「共に生きる」

「共に生きる」とは、互いを理解しようと努め、心を通わせ、共に感じ、共に生きていく、自他を尊重する心や態度を表した言葉である。

人は、年代・世代はもとより、言語・人種・風俗・習慣・文化や特性等を越えて、相互にかかわり合いながら生きている。たとえ異なる価値観であっても、人として互いを理解し、認め合って共に生きる道を築いていかなければならない。

社会は、人と人とのかかわりによって成り立っている。今日、世界は時間的にも空間的にも接近し、高度情報社会の到来も相まって、言語・習慣・文化の異なる人との触れ合う機会が多くなっている。一方、少子高齢化により人口減少が生じている日本においては、様々な世代を越えた人々が共に生きる社会を築くため、家族や地域との絆が重要になっている。さらに、地球規模のスケールで他の生物や地球そのものと共に生きることを考えて、持続可能な社会を実現していかなければならない。

グローバル化の進展する社会において、互いをかけがえのない存在として認め、そのために行動する姿が「共に生きる」ことである。

(2) 「心の教育」のあゆみ ～「教育ビジョン」へ～

文京区教育委員会は、昭和39年度より「情操教育」と「健康教育」を、昭和51年度からは「心の教育」を重点目標として策定し、その実践に努めてきた。旧文部省が「心の教育」を唱える前のことである。以来、区の「心の教育」は、各学校の教育目標に位置付けたり、教育課程編成上の留意点として取り上げたりするなどして、各学校で実践されるとともに、年2回『心の教育誌』を発行し、その実践の様子を紹介してきた。また、3年に一度「心の教育実践研究推進校」を指定し、重点的な検討を進め、多くの成果を発表してきた。

しかし、「心の教育」のとらえ方は、時代や人によって異なったり、幅広く様々な解釈がなされたりするようになってきた。そこで、当初の理念に立ち返るとともに、大きく変貌した新しい時代に即応する文京区の教育の方向を探る必要がでてきた。

時代の進展に応じ、より高いものを求めて創造的に取り組むためには、「心の教育」がもつ考え方を継承、発展させた、より具体的な指針を示していくことが必要である。

平成7年度に提起された文京区教育ビジョン「個が輝き共に生きる文京の教育」は、異なる文化、思想をこえてすべての人類が手を握り、共に繁栄する国際社会の一員として活躍する人材を育てたいとの高邁な理想に基づくものであると同時に、一人一人が隣人とともに幸福を追求することのできる心豊かな社会人を育成したいとの願いから策定したものである。

3 文京区教育委員会教育目標

教育は、心身ともに健やかで知性と感性に富み、グローバル化の進む社会の一員として将来を担う人を育成することが重要である。

文京区教育委員会は、「文京区基本構想～歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文の京』～」の理念のもとに、次の「教育目標」に基づき、各学校、家庭、地域及び関係機関との連携を強化し、積極的に教育行政を推進していく。

教育ビジョン「個が輝き共に生きる文京の教育」の実現を目指し、一人ひとりの子どもの成長が図られるよう、

- 心身ともに健やかで、自他を尊重し、人間性豊かにたくましく生きる人
- 自ら学び考え、表現し行動する人
- 社会の一員として広い視野をもち、日本の将来を担う人

○ 地域を愛し、共に生きる社会を築く人の育成に向けた教育を充実するとともに、生涯にわたって自らの生活を充実させ、社会に貢献できる力をはぐくむため生涯学習の基礎づくりを推進する。

(平成 24 年 1 月 10 日 文京区教育委員会決定)

4 文京区教育委員会教育指針

教育指針は、本区の教育の施策全体の方向性を示すもので、令和元年度に策定した（令和 2 年 3 月 27 日文京区教育委員会決定）。本指針に則って、毎年度、推進すべき施策を「主要施策」として定め、着実に取り組んでいる。また、重要性・緊急性の高い主要課題については、「文の京」総合戦略と整合を図り、財政的な裏付けを伴い実効性を担保しながら施策を推進している。

【教育指針の基本的な視点】

視点 1 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成

持続可能な社会を切り拓く新たな未来の創り手を育成するため、様々な教育活動の中で答えが一つではない課題に向き合うなどしながら、他者と協働しつつ創造的に生きていくための資質・能力を育みます。

視点 2 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成

知・徳・体のバランスのとれた、子どもたちの「生きる力」を育むため、「確かな学力の定着」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の増進」に向けた取組を行います。また、「保・幼・小・中の連携・接続」や「特別支援教育」を推進します。

視点 3 地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働

学校と地域をつなぐコミュニティ・スクールなど様々な取組の活動状況を踏まえ、学校（園）・家庭・地域のほか、関係機関を含めた連携がより一層推進され、地域ぐるみで子どもの教育に取り組めるよう施策を推進していきます。

視点 4 子どもの学びを保障する教育環境

子どもたちを取り巻く教育環境を整備するため、学校教育を担う教員の資質・能力向上や教育活動に専念できる工夫、安全・安心な学校（園）生活を送るための防災・防犯に関する危機管理体制の整備や学校施設の整備、子どもたちの課題に対する専門的アプローチなど、多岐にわたる取組を実施します。

令和 7年 9月 発 行

令和 7年版 教 育 概 要

印刷物番号

L0125019

編集・発行

文京区教育委員会

文京区春日一丁目16番21号

TEL 03 (5803) 1291 (ダイヤルイン)

頒布価格 990 円